

## 戦争資料の保存と記憶継承のあり方検討委員会設置要綱

### (名称)

**第1条** 本委員会は、「戦争資料の保存と記憶継承のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

### (目的)

**第2条** 検討委員会は、山形県における戦争の記憶や平和の尊さを次世代へ継承していくため、様々な視点から意見交換することを目的とする。

### (所掌事項)

**第3条** 検討委員会は、次の所掌事項について、意見を述べる。

- (1) 本県における戦争関係資料の展示のあり方に関する事項
- (2) 戦争の記憶や平和の尊さを継承する持続可能な仕組みに関する事項
- (3) その他戦争資料の保存と記憶継承のあり方を検討する上で必要な事項

### (組織)

**第4条** 検討委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討委員会には座長を1名、副座長を1名置く。
- 3 座長は委員のうちから、委員の互選により選出する。
- 4 副座長は委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長は、検討委員会の会務を統括する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (任期)

**第5条** 委員の任期は、令和8年2月9日から令和9年3月31日までとする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 座長及び副座長の任期は、委員として在任する期間とする。

### (会議)

**第6条** 座長は検討委員会の議事を整理する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 会議は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### (庶務)

**第7条** 検討委員会の庶務は、山形県健康福祉部地域福祉推進課において処理する。

### (雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

(別紙)

戦争資料の保存と記憶継承のあり方検討委員会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
加藤 聖文	駒澤大学 文学部 歴史学科日本史学専攻 教授	
小幡 圭祐	山形大学学術研究院 (人文社会科学部主担当) 准教授	
阿部 清二	山形市遺族連合会 事務局長	
山岸 正昭	山形県遺族会 青年部長	
下山 礼子	小さな小さな平和祈念館 館長	
渡部 豊子	新庄民話の会 副会長	
阿部 宇洋	山形大学学術研究院 学士課程基盤教育院 講師 公益財団法人置賜農村文化研究所(戦争資料館併設) 研究員	
三原 容子	庄内地域史研究所 所長	
安孫子 舞那	東北芸術工科大学デザイン工学部企画構想学科 山形県総合政策審議会 委員	
九里 廣志	学校法人九里学園 理事長 山形県私立学校総連合会及び山形県私立中学高等学校協会 会長	